

第 137 回 広島 2 人デモ

2015 年 10 月 2 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
金曜日に歩いてます 飛び入り歓迎です



There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」

世界中の科学者によって一致承認されています。

安倍
クーデター
政権

守るべき“国民の平和な暮らし”は 安保法制にはなく日本国憲法遵守 にある ー日本で長く続く司法の機能不全ー

本日のトピック

- 安倍自公政権が狙うのは憲法壊悪ー前回まとめ
- 集団的自衛権を合憲とした 2014 年 7 月 1 日国家安全保障会議・閣議決定
- 集団的自衛権に関する政府解釈の変遷
- <資料> 1972 年 10 月 14 日 「集団的自衛権と憲法の関係について」政府統一見解 全文
- <資料> 国会第 69 回参議院決算委員会（昭和 47 年 9 月 14 日）の水口宏三議員の質疑 抜粋
- <資料> 1981.4.22 「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書 / 5.29 質問に対する答弁書

- <資料> 2015.6.9 衆議院憲法審査会参考人違憲発言に対する政府見解等への質問に対する質問主意書 / 2015.6.19 答弁書抜粋
- 砂川事件最高裁判決そのものが憲法違反判決
- 在日米軍を憲法違反とした伊達判決
- 自衛隊ですら合憲で一致していない、むしろ違憲論が現在でも優勢
- なぜクーデタなのか
- 森本道人手記にみる「世界観の一変」
- 機能不全に陥っている日本の司法
- 統治行為論や第三者行為論、事情判決の法理で司法が機能不全ーそのために日本でなにが起こっているか
- <資料> 日米地位協定に関連する主なできごと

【お詫びと訂正・削除】

前回第 136 回広島 2 人デモチラシに致命的な誤りがありました。お詫びして訂正・削除いたします。誤りの箇所は「安全保障基本法案」が今回一括上程され可決された、とする箇所です。「安全保障基本法」は、当初チラシ案内の案通り上程される予定でしたが見送られております。今回可決成立しております。従って第 136 回広島 2 人デモ 2 頁「集団的自衛権行使を前提とする安全保障基本法」の見出し以下の記述を全面削除いたします。私の早とちりで大変申し訳ありませんでした。今回可決成立したのは、表 1 の通り、新設 1 本他 10 本の改正法です。しかしながら、今のまま安倍自民党・公明党連立政権を継続すれば、近い将来同法案が、今度は自民党改憲草案通り「国家安全保障基本法」と名称を変えて上程されることは予測以上のものがあります。早期にこの危険極まる日本型ファシズム内閣を退陣させなければなりません。

安倍自公政権が狙うのは 憲法壊悪ー前回まとめ

2015 年 9 月 19 日未明、集団的自衛権行使を前提とした平和安全法制（戦争法制）が表 1 の通り可決成立し、日本は戦後 70 年にして、日本の国外で戦争のできる国になりました。国家安全保障会議設置法（日本版 NSC 法）とそれとセットの関係にある秘密保護法はすでに 13 年 12 月に成立しています。また日本国憲法を国民の間に根付かせる役割を担っていた旧教育基本法はすでに 2006 年第一次安倍政権の時に現行教育基本法に壊悪させられています。「日本国憲法の改正手続に関する法律」

（いわゆる「国民投票法」）。この呼称はマスコミが定着させたものでこの法律の目的を正しく伝えていません）は 2007 年 5 月、これも自公多数で第一次安倍内閣の時に成立しています。この意味では日本国憲法は守るべき防波堤がなくなり、丸裸状態だといえます。これに先だって 2012 年には自民党は、現在の日本国憲法を天皇中心の戦前型の憲法に引き戻そうとする、かなり練

表 1 「平和安全法制」の構成

整備法（一部改正を束ねたもの）

平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → **重要影響事態安全確保法に変更**
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法
重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → **米軍等行動関連措置法に変更**
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法

新規制定（1 本）

国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

【参照資料】内閣官房 web サイトから「平和安全法制」の概要 2 頁
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>

り上げられた憲法改正草案（12 年自民党憲法改正草案）を公表しています。マスコミの軽視風潮に乗って「12 年改正草案」を軽視すべきではありません。

<次頁に続く>

今回安保法制（戦争法制）は、相対的に経済力凋落、悪化する連邦予算で苦しむアメリカに代わって、アジア環太平洋地域に日本が軍事進出することを目的として、法制化・合法化しようとするものです。アメリカから押しつけられた、というより日本が進んでその役割を担おうとするものです。この動きは、新規市場開拓・新規需要掘り起こしの限界に突き当たって、軍需・軍需市場に活路を見いだそうとする日本の支配的経済界の要求に応えた政策という側面が色濃く出ています。経団連防衛産業委員会がいち早く大歓迎の声明を出したのもその事情を裏付けます。

日本が、日本国外で軍事展開するには日本国憲法、特にその前文と9条が大きく立ちふさがります。安倍自公連立政権は、国連憲章第51条を名目として、「集団的自衛権行使は、現行憲法で認められている」として2014年7月1日「行使合憲」の国家安全保障会議決定・閣議決定を行ったのです。しかし、集団的自

集団的自衛権を合憲とした2014年7月1日 国家安全保障会議・閣議決定

それでは、集団的自衛権を合憲とした2014年7月1日の「閣議決定」から見ていきましょう。これを「閣議決定」と呼称しているのはこれも又マスコミです。3頁表3「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と長たらしい名前の文書がこの日の決定文書です。この決定は閣議決定の前に、「国家安全保障会議決定」です。前回チラシでお伝えした通り、国家安全保障会議設置法は13年12月に成立しました。この法律では「内閣に国家安全保障会議を置く」（同法第1条）となっており、一見内閣内の会議と見えますが、実は「必要に応じ内閣総理大臣に対し意見を述べる」（同法第2条）と重要な変更が行われ、事実上内閣総理大臣に独裁的権限が与えられる中身となっています。軍事上（国防上）の事柄は、こうして国家安全保障会議（NSC）で決定され、内閣はその追認機関となったことが大きな特徴です。アメリカの大統領諮問機関である国家安全保障会議（National Security Council）とほぼ同等な機能を果たすことになりました。ほぼ同時期に「秘密保護法」が成立するのですが、世間はマスコミに煽りに煽られ秘密保護法ばかりに気をとられており、知らぬ間に国家安全保障会議ができあがり、それが早速機能したのがこの日の決定だということが出来ます。

明確に集団的自衛権行使を 違法としている

とにかくこの日の決定は、「憲法解釈には論理的整合性と法的安定性（法律の解釈がころころ変わらないこと）が求められる」として、日本の憲法は、政府が一貫して表明してきた基本的論理に従えば、「集団的自衛権行使」を容認している、というものでした。その根拠として出されたのが昭和47年（1972年）10月14日の参院決算委員会に提出された内閣法制局の資料「集団的自衛権と憲法の関係」という文書だということです。ところが後でも詳しくみますがこの文書では結論で「他国に加えられた武力行使を阻止することを内容とするいわゆる**集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない**」とはっきり明記してあるのです。

この時点で、7月1日NSC決定（閣議決定）は、「憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」とする自らの規律

憲法行使が合憲か違憲かの前に、国連憲章51条が規定する集団的自衛権行使には厳しい運用上の枠がはめられており、これが実際使える局面はほとんどなく、安倍政権はほとんどダマシに近い手口で、自らの解釈する集団的自衛権行使の運用例を説明し、「国家安全保障会議決定・閣議決定」を正当化しました。ここで安倍政権は、国連憲章51条集団的自衛権を自らに都合よく恣意的解釈をおこない、日本国憲法の解釈も内閣総理大臣が行うとして、9月19日の安保法制を強行しました。その手法や考え方は、国際法や憲法の上に自らの権力を置くもので、これは「クーデタ」に他なりません。

とここまでが前回チラシで扱った内容です。今回チラシでは、もう少しそのダマシの手口を詳しく見てみることにし、こうしたファシズム的クーデタを許す日本社会の、根本的問題のうち「司法の機能不全」に焦点を当てて詳しく見てみることにします。

表2 ニカラグア事件判決
個別的小および集団的自衛権行使の要件

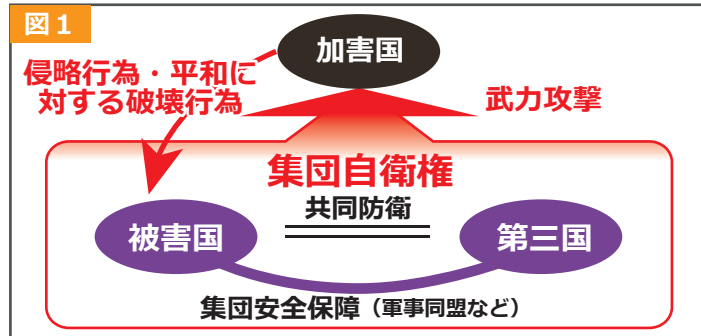
要件	必要性	均衡性	攻撃を受けた旨の表明	援助要請
個別的	○	○	×	×
集団的	○	○	○	○

本案判決多数意見は、○で示した要件のうちいずれかひとつでも満たさない場合には正当な自衛権行使とは見なされないとし、ニカラグアに対する軍事的・準軍事的活動を集団的自衛権の行使としたアメリカの主張を退けた

※赤字は当方による強調

【参照資料】日本語ウェキペディア「ニカラグア事件」

図1



に背反することになります。「**集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない**」とする結論がなぜ「**憲法第9条の下で例外的に許容される“武力行使”にあたる**」という理屈に化けるのかは後で詳しくみるとしても、この政権の“デマ体質”“ファシズム体質”をよく表していると思います。デマ・ファシズムを特徴づける大きな一つのポイントは「**ウソも繰り返せば真実になる**」という信念です。

“集団的自衛権が根拠となる 場合がある”？

ともかく、このNSC決定は、「集団的自衛権行使は憲法が容認してきた」という主張を正当化しようとするものでした。

次に問題となるのは、この「NSC決定」でいう集団的自衛権とはいったいどんな集団的自衛権なのかという点です。

NSC決定は「**憲法上許容される上記の“武力の行使”は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある**」（3頁表3の（4）参照）という意味深長な一文が最後部に挟まれています。本文中「**集団的自衛権**」という言葉は、ここ1カ所しか使われていません。

表 3 2014 年（平成 26 年）7 月 1 日の安倍内閣閣議決定
「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」 抜粋

**国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない
安全保障法制の整備について 抜粋**

平成 26 年 7 月 1 日
国家安全保障会議決定
閣 議 決 定

・・・政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。…十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

・・・憲法第 9 条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

ウ（ア）我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

（イ）仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

3 憲法第 9 条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、**これ**

までの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第 9 条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) **憲法第 9 条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第 13 条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第 9 条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。**一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、**憲法第 9 条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。**

(3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。・・・今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実起こり得る。

現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、**国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】内閣官房 web サイト <http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>

表 4 国連憲章 51 条

第 7 章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第 51 条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

※赤字は当方による強調

【参照資料】国連広報センター web サイトより
http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/

表 5 「集団的自衛権とは何か？」内閣官房の説明

集団的自衛権とは何か？

集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利です。しかし、政府としては、憲法がこのような活動の全てを許しているとは考えていません。今回の閣議決定は、あくまでも国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限度の自衛の措置を認めるだけです。他国の防衛それ自体を目的とするものではありません。

※赤字は当方による強調

【参照資料】内閣官房「「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答」より
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>

<2頁より続き> 意味深長なというのは、上記記述は次のように2通りの意味に解釈できるからです。

A「日本の国外での“武力の行使”は国際法上集団的自衛権が根拠となる」

B「日本の国外での“武力の行使”は国際法上集団的自衛権を根拠としない」

Bの場合はありうるのか？論理構成でいえばありません。

(1) 憲法は集団的自衛権行使を合憲としている。

(2) よって日本はこれから国外で集団的自衛権を行使するという構成になっているからです。

国連 PKO 活動は、これまで「武力の行使」にはあたらないとして、自衛隊を海外派兵してきました。(たとえば、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会第5回会合配付資料「国際的な平和活動におけるいわゆる『後方支援』」参照) 今後 PKO 活動を「武力の行使」とするには、「国際法上集団的自衛権」を名目とするほかありません。

それでは、なぜ「憲法上許容される上記の“武力の行使”は国際法上は集団的自衛権が根拠となる」と明確に書かずに、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」と書いたのでしょうか？

国際法上違法な「集団的自衛権行使」

国際法上集団的自衛権を根拠としない「集団的自衛権行使」がありうるからです。

「国際法上の集団的自衛権」とはとりもなおさず国連憲章 5 1 条に規定する「集団的自衛権行使」です。(3頁表4参照)「国連憲章 5 1 条集団的自衛権行使」以外の集団的自衛権とはどんなもののでしょうか？それが3頁表5の内閣官房が説明する集団的自衛権です。表4と表5を読み比べてもらえばわかるのですが、これは全く別物です。すべてのマスコミは「集団的自衛権」を表4の説明ではなく、表5の説明に従っています。(原究問題でもそうですが、マスコミは政府広報機関に成り下がっています)

集団的自衛権に関する政府解釈の変遷

「川本ちょっとメモ」というブログサイトがあります。<http://blog.goo.ne.jp/kawamotoblog>ところがこれが、「ちょっと」どころではない本格的なメモで、丹念に資料を集め丁寧に解説が加えてあります。以下4頁は多くを川本氏のご努力に依存しています。

安倍自公政権が主張する「集団的自衛権行使」に関する変遷は5頁表5のようにまとめられるでしょう。1959年の砂川事件最高裁判決はあとで見るとして、問題の72年(昭和47年)参院決算委員会提出「集団的自衛権と憲法との関係」から見ておきましょう。前述のごとく2014年7月1日 NSC 決定(閣議決定)が、「集団的自衛権行使」を憲法が認めている政府解釈の事例として引用した文書です。

社会党水口宏三議員の質疑

6頁表7は1972年9月14日、第69回参議院決算委員会における水口宏三議員(みなくち こうぞう 当時日本社会党)の質疑のやりとり抜粋です。水口議員は「国連憲章 5 1 条に定める集団的自衛権と憲法との関係に関する政府解釈があいまいだ」として執拗に政府を問い詰めます。

表5で「集団的自衛権とは国際法上…正当化される権利です」と説明しますが、その国際法とはどの条約なり取り決めなのか明示していません。曖昧にぼかしています。しかし国際法上といえば国連憲章 5 1 条に基づく「集団的自衛権」しか存在しません。しかし「国連憲章 5 1 条集団的自衛権」は実際には使いようがないのです。

2頁表2が、1986年国際司法裁判所が示した集団的自衛権合法行使の4要件ですが、これによると「国連憲章 5 1 条集団的自衛権」は、「必要性」があり、すなわち2頁図2で加害国が被害国を明白に侵略し、さらに被害国が「侵略攻撃を受けたことを明確に表明し」、被害国が軍事同盟にある第三国(図4参照)に対して正式な援助要請がある場合に限るとしています。これでもまだ合法的とは認められていません。その上に「均衡性」という要件が必要だということです。つまり2頁図4で加害国と被害国及びそれを支援する第三国の間の軍事的バランス(均衡性)がとれていることが要件だということです。アメリカが侵略を受ける、軍事同盟関係にある日本が集団的自衛権を行使してアメリカに荷担する、この2カ国の軍事力と均衡性のある加害国でなければ、集団的自衛権行使の法的要件を満たさない、というのが国際司法裁判所の判決でした。「国連憲章 5 1 条集団的自衛権」は、ロシアか中国でも加害国として想定しない限り、憲法問題は別として国際法上合法的な集団的自衛権行使とはならないのです。マスコミでも国会の議論でもこの点は全く見落とされています。

しかし安倍政権はそのことは先刻承知ですので、先ほどの「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合がある」という表現になったものだと思います。実際には、「国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合」などはありません。しかし「集団的自衛権行使」はするといっています。それは必ず「国際法上違法な集団的自衛権行使」となるはずで。

憲法ばかりか、国際法(国連憲章 5 1 条)も無視しようという安倍自公連立政権の危険きわまりないファシズム的体質を表しています。

「自己抑制とおっしゃっているが、禁止でしょう、禁止していると見ていいんでしょう…文書で明確にしていきたい」(水口議員)

これに対して当時防衛庁長官だった増原恵吉氏は文書で回答することを約束します。こうして出てきたのが、1972年10月14日の、内閣法制局長官名で参議院決算委員会に提出された「集団的自衛権と憲法との関係について」でした。つまり同文書はもと、も、「集団的自衛権行使は日本国憲法が禁止している」とする政府解釈を、政府答弁だけだとダメだ、文書でちゃんと確認してくれとの要求の回答、後世のため正式文書として残そうとしたものでした。

それが42年後の2014年に安倍自公政権によって「政府は憲法が集団的自衛権行使を容認しているとの解釈を行ってきた」の証拠文書として使われるとは。

水口議員はこの翌年1973年、参議院面会所前で倒れ、そのまま参議院内で脳梗塞のために死去するという壮烈な最期を遂げますが、恐らくあの世で怒りのために顔を真っ赤にさせていることでしょう。(もう1回脳梗塞にならねばいいが…)

<次頁に続く>

水口議員への文書答弁

内閣法制局長官名で提出された「集団的自衛権と憲法との関係」が6頁表6です。結語にあたる【4】では、明確に「**いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上ゆるされないといわざるを得ない**」と明確に書いてあります。表現も「憲法は自己抑制的」といった曖昧な言葉は避け、「**禁止**」とまでは踏み込んではいないものの、「**許されない**」と明確にしています。

これがなぜ、
「これが、憲法第9条の下で**例外的に許容される“武力の行使”**について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料“**集団的自衛権と憲法との関係**”に明確に示されているところである」(3頁表3(2)参照)にバケるのか。

この文書では「集団的自衛権行使」と明示的に書かずに、「例外的に許容される“武力の行使”」と曖昧に書いて、前後関係の辻褄を合わせようとしたのですが、いかにもお粗末な処理です。大体結語で「**集団的自衛権行使は憲法上許されない**」と書いてあっては万事休すです。

権力がウソやデマに痛みを感じない時

なぜ安倍自公政権はこのようにすぐにバレルウソをつくのか？40年以上も経っているから誰もわかるまいとタカを括ったのか？それともわかったところでそれがどうした、と開き直ればよいと思ったのか？

私は、ここに安倍自公政権のファシズム的体質を感じています。法や論理や言葉の規範性・拘束性を全く無視しているからです。権力さえ握ればなんでもできる、後はどう理屈をつけるかだけだと考えていることは明らかでしょう。**権力を握るものが、ウソをつきデマを飛ばすことに痛みを感じないのです。呵責をもたないのです。これが「ファシズム」を規定する決定的な性格です。安倍晋三氏及び安倍自公政権のファシズム的体質を決して軽視すべきではありません。**ヨーロッパがヒトラーの「デマ体質」に気がついた時は、すでに手遅れでした。

それにしても、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する国家安全保障会議名の2014年7月1日の日付をつけたこの薄汚い文書(以下**“7・1 NSC 決定”**と表記する場合があります)は、なぜ「政府がこれまで一貫して、集団的自衛権を合憲としてきた証拠」として42年も前の文書、しかも明確に「**集団的自衛権行使を許されない**」としてある文書を持ち出さなくてはならなかったか、という疑問が湧いてきます。これなら持ち出さない方がよかったではないか、という疑問です。

答えは屁理屈をつければなんとかなると彼らが考えた文書はどう探してもこれしかなかったからです。(それにしても屁理屈ともいえないお粗末な処理ですが)

1981年鈴木善幸内閣総理大臣答弁

5頁表5に1981年「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する答弁書、が記載してあります。その中身が7頁表8-2です。これは内閣法制局長官名の72年の「**集団的自衛権と憲法との関係**

表5	集団的自衛権に関する政府解釈の変遷
1959年：昭和34年3月30日 砂川事件 第一審 東京地裁（伊達判決）	
1959年：昭和34年12月16日 砂川事件 最高裁判決	
1972年：昭和47年9月14日（表7参照） 国会第69回参議院決算委員会 憲法上での集団的自衛権の確認質疑の中で政府の統一見解を文章で求める→増原恵吉防衛庁長官	
1972年：昭和47年10月14日政府統一見解文書（表6参照） 国会第69回参議院決算委員会 「集団的自衛権と憲法の関係について」 「憲法は集団的自衛権を許していない」 内閣法制局長官 吉國一郎	
1981年：昭和56年4月22日質問主意書 「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書 提出者：稲葉誠一 衆議院議長：福田 一	
1981年：昭和56年5月29日答弁書 「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書 内閣総理大臣 鈴木善幸	
2014年：平成26年7月1日閣議決定 「安全保障法制の整備について」 集団的自衛権は憲法上容認される場合がある昭和47年10月14日参議院提出の政府答弁、「 集団的自衛権と憲法との関係 」に明確に示されている	
2015年：平成27年6月9日質問主意書 衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書 提出者 鈴木貴子（民主党）	
2015年：平成27年6月19日答弁書 衆議院議員鈴木貴子君提出衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書 内閣総理大臣 安倍晋三	

係について」と題する文書よりはるかに格上の、総理大臣鈴木善幸名の文書です。しかも72年より直近です。なぜこの文書を引用しなかったのか。答えは明らかでしょう。どうつぎはぎして言葉のアクロバットをこころみたところでこの文書では、「憲法容認」の結論を引き出すことができなかったからです。この答弁書は、日本社会党の稲葉誠一衆議院議員の質問主意書(7頁表8-1参照)に回答したものです。(今読んで見て興味深いのは、**稲葉議員がこの質問趣意書を提出したのは、「集団的自衛権を行使して韓国、台湾でアメリカに軍事協力を行え」という議論が盛んに出ていたところでした。稲葉議員の質問はこの動きに釘を刺すことが目的でした。今は台湾ではなく中国周辺海域ですが、歴史的に見て、日本は朝鮮半島や東シナ海＝東海で軍事的行動を行いたいという動きが繰り返し起こっています。現在も基本的には同じ状況です**)

しかしこの鈴木答弁書では、“7・1 NSC 決定”で使いようがありません。とりつくシマがない、のです。

2015年6月19日に今度は内閣総理大臣安倍晋三名で答弁書がでています。それが8頁表10です。これは現民主党鈴木貴子議員(鈴木宗男氏長女。貴子氏は改憲論者)の質問に文書で答えたものです。(8頁表9参照)安倍答弁書は(二)及び(三)を特に読んでもらえばわかるのですが、「論旨が不明瞭」をもって特徴としています。「美しい日本」の「美しい日本語」ではないのです。

内閣法制局 昭和47年10月14日

「集団的自衛権と憲法との関係について」 (参・決委 昭47・9・14における水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言第3条第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。

【1】そして、わが国が、国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場に立っているが、これは次のような考え方に基づくものである。

【2】憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。

【3】しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであって、それは、あくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

【4】 そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

(▼以下は川本氏に加えた注)

※注1 以上、原資料写真PDFを、句読点に至るまで点検して忠実に再現しました。上記本文の「右にいう」は、原本タテ書きのゆえです。原本に、上記【1】【2】【3】【4】の番号はありません。

※注2 政府の「限定的集団的自衛権」合憲論に関わる文段に、【1】【2】【3】【4】の番号を振りました。原本にこの番号はありません。

※注3 国際連合憲章
第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動
第51条
この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基づく権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

※注4 日本国との平和条約
第5条 c 項
連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

※注5 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
前文
日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

※注6 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言 3
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、ならんく同憲章第二条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。
(a) その国際紛争を、平和的手段によって、国際的平和及び安全並びに正義を危くしないように、解決すること。
(b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも償ふこと。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であつても問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に約束する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】ブログ「川本ちよっとメモ」より『<資料>『集団的自衛権と憲法との関係について』——内閣法制局 1972(昭47)・10・14 参議院提出——』
<http://blog.goo.ne.jp/kawamotoblog/e/aa56d15c0daa7ef63089773ca09ad39d>

表7 <資料> 国会第69回参議院決算委員会(昭和47年9月14日)の水口宏三議員の質疑 抜粋 【増原恵吉防衛庁長官(國務大臣)が政府統一見解として提出することを約束】

第069回国会 参議院決算委員会 第5号
昭和四十七年九月十四日(木曜日)
午後一時一分開会

○水口宏三議員 それでは、私もう一回。あとで統一見解を伺いたいんですが、どうもいままでの御答弁を伺っていると、**少なくとも国連憲章五十一条の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第九条に対する解釈、これを法制局長官は十三条までお加えになった、あるいは憲法の前文まで引用なさった、それらを含めて、何で憲法第九条というものが集団的自衛権の行使を——を自己抑制とおっしゃっているが、禁止でしょう、禁止していると見ていいんでしょう——禁止しているのか、その点をもう少し文書で明確にしてください。**

いままでの論議では納得できないんです。**いま申し上げたような五十一条における集団的自衛権というものの概念、それから憲法前文、九条、十三条、それから日米安保条約、これらを含めて、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁止されているということをもう少し国民にわかりやすく言っていた方がいいですね。**

おそらくきょうの論議を聞いて国民は何が何だかわからないわけですが、このままでは。自己抑制だなんて——自己抑制というのは、私非常に主観的なものであって、だから当然憲法論議である以上、それは解釈の相違もございまして、これは単なる解釈の問題ではないと思うんですね。その点明確にひとつ文書をもって御回答いただきたいんですが、どうも、増原防衛庁長官いかがでしょうか。

○増原恵吉防衛庁長官 なお、御趣旨をよく承りましたので、検討いたします。この際申して恐縮ですが、先ほど海外派兵の統一解釈と申しますか、一週間ぐらいと申しましたが、いまもお話を聞いておって、これは両者まことに一体のものでございまして、約一カ月ぐらいの御猶予をいただきたいということで、解釈を申し上げる……。文書をもってやることはよろしゅうございます。文書でお答えをさせることにいたします。

○高島益郎外務省条約局長 確かに先生の御指摘のような事態は、非常に日本にとっても脅威であろうかと思ひます。**しかし、これに対処する日本の行為としましては、集団的自衛権は行使できないということは、確固たる立場でございます。**

※赤字は当方による強調

【参照資料】ブログ「川本ちよっとメモ」より『安倍政権・自民・公明の「集団的自衛権合憲論」トリック(1)論拠文書の由来を知らせない』
<http://blog.goo.ne.jp/kawamotoblog/e/a08d89b803ba0b27a5a1fd4b04306d8c>

表 8-1

＜資料＞「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する
質問主意書

昭和五十六年四月二十二日提出
質問第三二号

「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年四月二十二日
提出者 稲葉誠一

衆議院議長 福田 一 殿

集団的自衛権と憲法第九条、国際法との関係については必ずしも明瞭でないで、これを明らかにすることがこの際必要と考えるので、ここに質問主意書を提出する。

集団的自衛権について次のとおり質問する。

- 一 内閣としての統一した定義
- 二 独立主権国家たる日本は当然自衛権を持ち、その中に集団的自衛権も含まれるのか。
- 三 集団的自衛権は憲法上「禁止」されているのか。
とすれば憲法何条のどこにどのように規定されているか。
- 四 「禁止」されていず政策上の問題として「やらない」としているのか。
- 五 集団的自衛権が「ない」ということで我が国の防衛上、実質的に不利を蒙ることはあるか。
- 六 尾崎行雄記念財団発行「世界と議会」一九八一年四月号に、元外務次官法眼晋作氏の「日本の外交」と題する講演が記載され、その七頁上段に「たとえば、日本が集団的自衛権がないということであろう。法制局がそう解釈しているのですが、しかし、安保条約を見てごらんない。日ソ共同宣言を見てごらんない。国際連合憲章をみてごらんない。どの国も個別的に、集団的に自衛をする固有の権利を持っているということが書いてあります。それを日本の解釈は、集団的自衛権がないということをするものですから、安保条約の解釈も、日本が自分だけを守ることをやっておつていいけれども、それ以外はアメリカと協力しない、という建前で議論するわけです。そんな独断的解釈が通るでしょうか。云々」とある。
- 1 日米安保条約は、集団的自衛権を否定しているものか。
とすればその条文上の根拠
認めているとすればその条文上の根拠
- 2 日ソ共同宣言は、日本の集団的自衛権を認め、その上に成立しているのか。
- 3 国連憲章を承認して加盟している以上、その第五十一条により集団的自衛権をなくしているのではないか。
- 4 平和条約第五条C項との関係
- 七 昭和四十七年五月十二日参議院内閣委員会会議録第十一号二十頁二段目、法制局第一部長答弁の中に、「韓国に対する脅威が、危害がありましても、これは直ちにわが国の自衛権が発動することになるとは毛頭考えておりません。」とある。

「直ちに」とあるのはいかなる意味か。

それがひいては日本の自衛権発動 ― 個別的か集団的かを問わず ― を招来することを予期しての答弁ではないか。
- 八 また、同十九頁三段四段には、「かりにわが国が集団的自衛権の行使ということを行なつても、外国はわが国を目して国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだというべき立場にはないということだろうと思います。云々」とある。

これはいかなる意味か。

右質問する。

表 8-2

衆議院議員稲葉誠一君提出

＜資料＞「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する
に対する答弁書

昭和五十六年五月二十九日受領
答弁第三二号
(質問の 三二)

内閣衆質九四第三二号
昭和五十六年五月二十九日
内閣総理大臣 鈴木善幸

衆議院議長 福田 一 殿

＜一から五までについて＞

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防御するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たつては我が国を防御するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるといふようなものではない。

＜六について＞

我が国は、国際法上、国際連合憲章第五十一条に規定する集団的自衛権を有しており、このことについて、**日本国との平和条約第五条(C)**は、「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること……を承認する。」と、**日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言第三項第二段**は、「日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。」と、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文は、「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」と、それぞれ規定している。

なお、我が国が集団的自衛権を行使することが憲法上許されないことについては、一から五までについてにおいて述べたとおりである。

＜七について＞

御指摘の答弁は、その答弁に係る事態について、我が国の自衛権の行使が認められる余地があるという趣旨のものではない。このことは、同答弁の直前において、「わが国に対する武力攻撃があつた場合に日本の個別的自衛権は限定された態様で発動できるというだけのことでございますから」と述べていることから明らかである。

＜八について＞

御指摘の答弁は、我が国が、国際法上、主権国家として、集団的自衛権を有していることを説明したものである。

右答弁する。

※赤字は当方による強調

【参照資料】ブログ「川本ちょっとメモ」より
＜資料＞ 昭 56・4・22「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書／
5・29 質問に対する答弁書
<http://blog.goo.ne.jp/kawamotoblog/e/60f18e09c11ef361fa32131122a0d6b>

表 10 <資料> 2015.6.19 衆議院議員鈴木貴子君提出衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書 抜粋

平成二十七年六月十九日受領
答弁第二五九号

内閣衆質一八九第二五九号
平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示した「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）は、その文言からすると国際関係において一切の実力の行使を禁じているかのように見える憲法第九条の下でも、**例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府が提出した資料「集団的自衛権と憲法との関係」で示された政府見解（以下「昭和四十七年の政府見解」という。）の基本的な論理を維持したものである。この昭和四十七年の政府見解においては、**

（一）まず、「憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第一三条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。」としている。

この部分は、昭和三十四年十二月十六日の砂川事件最高裁判所大法廷判決の「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない。」という判示と軌を一にするものである。

（二）次に、「しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。」として、このような場合に限って、例外的に自衛のための武力の行使が許されるという基本的な論理を示している。

（三）その上で、結論として、「そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」として、（一）及び（二）の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられている。

<略>

以上のとおり、新三要件は、従前の憲法解釈との論理的整合性等が十分に保たれている。

※赤字は当方による強調

【参照資料】ブログ「川本ちよつとメモ」より『<資料> 衆議院憲法審査会参考人違憲発言に対する政府見解等への質問に対する答弁書（新三要件について）』
<http://blog.goo.ne.jp/kawamotoblog/e/4379d3cc38da31b232b56ed90ba7d2cd>

<5頁から続く> 「したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」として、（一）及び（二）の基本的な論理に当てはまる例外的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられている」（表10（三）参照）と72年内閣法制局答弁書が、「集団的自衛権合憲論」の根拠にすり替わっていきます。しかしどんなに理屈をつけようが、**72年内閣法制局答弁書が「集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」と述べていれば万事休すです。これでピリオドです。**

さらに「安倍答弁書」は「集団的自衛権行使」を最高裁判所も合憲としているとして1959年（昭和34年）12月の砂川事件最高裁判決も持ち出しています。（5頁表5参照）砂川事件最高裁判決は果たして、集団的自衛権を合憲とした判決だったのでしょうか？

表 9 <資料> 2015.6.9 衆議院憲法審査会参考人違憲発言に対する政府見解等への質問に対する質問主意書 全文

平成二十七年六月九日提出
質問第二五九号

衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

本年六月四日の衆議院憲法審査会で参考人として招致された、自民、公明、次世代の各党が推薦した長谷部恭男氏、民主党が推薦した小林節氏、維新の党が推薦した笹田栄司氏の憲法学者三人が、集団的自衛権を行使可能にする新たな安全保障関連法案（以下、「法案」とする。）について、いずれも「憲法違反」との見解を示した。三氏はいずれも以下のような発言をしている。

○長谷部恭男氏：「集団的自衛権の行使が許されるというその点について、憲法違反であるというふうに考えている。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかず、法的な安定性を大きく揺るがすものであるというふうに考えている。」（以下、「長谷部発言」とする。）

○小林節氏：「海の外で軍事活動する法的資格があたえられていない。仲間の国を助けるために海外に戦争に行く、これは集団的自衛権ではないという人はいないはずで、憲法九条違反。また、外国軍隊への後方支援というのは日本の特殊概念であり、戦場に前から参戦せず後ろから参戦するだけの話だ。」（以下、「小林発言」とする。）

○笹田栄司氏：「日本の内閣法制局は、自民党政権とともに安保法制をずっとつくってきいてたわけだが、そのやり方は、非常に、ガラス細工と言えなくもないが、本当にギリギリのところで保ってきた。ところが今回の関連法案は、これまでの定義を踏み越えてしまったということで、やはり違憲の考え方に立っている。」（以下、「笹田発言」とする。）

右を踏まえ、質問する。

- 一 「長谷部発言」に関し、政府の見解如何。
- 二 「小林発言」に関し、政府の見解如何。
- 三 「笹田発言」に関し、政府の見解如何。
- 四 今回衆議院憲法審査会で、参考人に招致された三氏が「法案」について
いずれも憲法違反との見解を示したことについて、閣僚や与党幹部は「憲法の範囲内」等、真逆の意見を述べていると承知する。政府としても同様に、「法案」は憲法の範囲内であると考えているのなら、「長谷部発言」、「小林発言」、「笹田発言」のそれぞれのどの部分が間違っていると認識しているのか、詳細かつ具体的に政府の見解を説明されたい。
- 五 政府として、三氏の指摘を受け、「法案」の今国会における成立にこだわることなく、審議に今後より時間をかける、または一度「法案」を撤回する考えはないか。

右質問する。

砂川事件最高裁判決そのものが憲法違反判決

「れんだいこ」という討論サイトがあります。この討論サイトに「砂川最高裁判決に於ける日米密談漏洩事件考」と題するコーナーがあります。以下の記事はこのコーナーの調査研究成果に多くを負っております。

「砂川事件」そのものをまず簡単に見ておきましょう。1957年（昭和32年）7月8日、「米軍立川基地飛行場拡張工事のための測量中に、これに反対するデモ隊が柵を越えて米軍基地敷地に4-5人入った」とする事件です。検察は日米地位協定に基づく刑事特別法に違反するとして、柵を越えて米軍敷地内に入ったとされる7名を告発しました。日本の軽犯罪法では他人敷地に何かの弾みで入ったぐらいでは告発はされません。また日常ではいざこざの弾みでよくある話です。ところが日米地位協定に基づく刑事特別法では懲役1年以下あるいは罰金または科料で2000円以下という特別に重い罪になります。（今年2月沖縄のキャンプ・シュワブ一名護市と宜野座村にまたがる広大なアメリカ海兵隊基地ゲート前で、辺野古基地反対を訴える沖縄の人々の一人を、米軍警備員が基地境界線を越えて引きずり込もうとする光景がインターネット動画で配信されましたが、これも日米地位協定に基づく刑事特別法に引っ掛けようという意図を持つものでした。ところが動画を見てみると、警備員の対応がまずく、これでは米軍による日本人拉致事件としか見えませんでした。警備に当たっていた警官はどう対応したのでしょうか？）

一番の東京地裁で伊達秋雄裁判長は被告全員に無罪を言い渡しました。（11頁表14参照）その論理はおおよそ次のようなものでした。

「日米地位協定に基づく刑事特別法」は日米地位協定が根拠法である、日米地位協定は日米安保条約が根拠法である。米軍の日本駐留は日米安保条約に基づく。よって「刑事特別法」が妥当であるかどうかは、米軍駐留が憲法違反かどうかにかかっている。米軍駐留は戦力であり、戦力保持を禁止した日本国憲法9条2項に違反している、よって憲法違反にもとづく「日米地位協定にもとづく刑事特別法」自体も憲法違反であり無効、無効な法律によって罪にはならないから、被告は全員無罪、というものでした。

要するに「在日米軍の存在は憲法違反」とするものでした。

当時は、岸信介内閣の下、60年日米安保条約改定を控えていました。「在日米軍の存在は憲法違反」となれば60年日米安保条約の根拠そのものが揺らぎますから岸内閣にとっては一大事出来です。岸内閣は、通常二審である東京高裁に上告するところですが、それでは60年安保に間に合わないとして、直接最高裁に上告しました。これを「跳躍上告」というのだそうです。

9頁表11がその時の砂川事件最高裁判決の要旨です。

ポイントは表11【判決要旨】の4と5にあります。4では在日米軍は指揮権・管理権が日本にないので、憲法9条2項に定める「戦力」には該当しないと述べており、5では安保条約のような高度の政治性を有するものは裁判所の判断にはなじまない、としています。（統治行為論と呼ばれています。なにやらいかめしい名称ですが、最高裁は政治問題には介入しない、という明白な責任放棄宣言に他なりません）要するに、在日米軍や日米安保条約が憲法違反かどうか、最高裁は判断しない、といっているのです。従って、それに基づく日米地位協定も違憲とはいえない、と東京地裁に差し戻しを命じました。差し戻しを受けた東京地裁は裁判長を交替させて、判決を行い最高裁同様の趣旨で、刑事特別法を違憲とはいえないとして被告全員に有罪を言い渡しました。この判決が「日本国憲法が集団的自衛権を認めている」根拠として、前述「安倍答弁書」では使われています。＜次頁に続く＞

表 11 砂川事件に関する最高裁差戻判決	
【最高裁・田中判決要旨】 「データベース『世界と日本』 日本政治・国際関係データベース 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 【文書名】 砂川事件に関する最高裁差戻判決」、「砂川事件最高裁大法廷判決」を参照し、「砂川事件訴訟に対する最高裁判決」を確認しておくことにする。	
【年月日】1959年12月16日 【出典】日本外交主要文書・年表（1），954 - 958頁。最高裁判所「最高裁判所刑事判例集」第13巻第13号，3225 - 3228頁，3231 - 3237頁。 【全文】日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反被告事件	
昭和34年（あ）七710号 同12月16日大法廷判決 破棄差戻	
【上告人】東京地方検察庁検事正 野村佐太郎 【被告人】坂田 茂 外6名（計7名） 弁護人 海野晋吉 外282名 【検察官】清原邦一 村上朝一 井本台吉 吉河光貞	
【第一審】東京地方裁判所	
○判示事項 1 憲法第九条はわが国の自衛権を否定するか。 2 憲法はわが国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするための自衛の措置をとることを禁止するか。 3 憲法は右自衛のための措置を国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事措置等に限定し他国にわが国の安全保障を求めることを禁止するか。 4 わが国に駐留する外国軍隊は憲法第九条第二項の「戦力」にあたるか。 5 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下安保条約と略す）と司法裁判所の司法審査権。 6 安保条約がいわゆる前提問題となつている場合と司法裁判所の司法審査権。 7 安保条約は一見明白に違憲と認められるか。 8 特に国会の承認を経ていない安保条約第三条に基づく行政協定（以下行政協定と略す）の合憲性	
○判決要旨 1 憲法第九条は、わが国が主権国として有する固有の自衛権を何ら否定してはいない。 2 わが国が、自国の平和と安全とを維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置を執り得ることは、国家固有の権能の行使であつて、憲法は何らこれを禁止するものではない。 3 憲法は、右自衛のための措置を、国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事措置等に限定していないのであつて、わが国の平和と安全を維持するためにふさわしい方式または手段である限り、国際情勢の実情に則し適当と認められる以上、他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない。 4 わが国が主体となつてこれに指揮権、管理権を行使し得ない外国軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、憲法第九条第二項の「戦力」には該当しない。 5 安保条約の如き、主権国としてのわが国の存立の基礎に重大な関係を持つ高度の政治性を有するものが、違憲であるか否かの法的判断は、純司法的機能を使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであり、それが一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外にあると解するを相当とする。（但し、反対意見がある） 6 安保条約（またはこれに基づく政府の行為）が違憲であるか否かが、本件のように（行政協定に伴う刑事特別法第二条が違憲であるか否かの）前提問題となつている場合においても、これに対する司法裁判所の審査権は前項と同様である。（但し、反対意見がある） 7 安保条約（およびこれに基づくアメリカ合衆国軍隊の駐留）は、憲法第九条、第九八条第二項および前文の趣旨に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは認められない。 8 行政協定は特に国会の承認を経ていないが違憲無効とは認められない。	
主文 原判決を破棄する。本件を東京地方裁判所に差し戻す。 （裁判長裁判官・田中耕太郎、裁判官・小谷勝重、島保、斉藤悠輔、藤田八郎、河村又介、入江俊郎、池田克、垂水克己、河村大助、下飯坂潤夫、奥野健一、高橋潔、高木常七、石坂修一）	
※赤字は当方による強調	
【参照資料】砂川事件最高裁判決に於ける日米密談漏洩事件考 http://www.marino.ne.jp/~rendaico/gakuseiundo/history/sunagawatoso/mitudanroeico.htm	

<前頁より続き> しかし、判決は、最高裁は「憲法は自衛権を認めている」といっているに過ぎません。それ以上の「高度な政治性をもつもの」に関しては、裁判所は判断しない、とも述べています。集団的自衛権合憲論に触れたものではないことは明白でしょう。**つまりここでも「最高裁判決解釈」も内閣が行う、といっているのです。**

田中最高裁長官が日米要人と事前相談していた

それよりさらに問題なのは「安倍答弁書」が根拠として使う最高裁判決そのものが憲法違反判決だという点です。このことが明らかになるのが、約50年後の2008年のことでした。国際問題を専門とするジャーナリスト新原昭治氏がアメリカ公文書館で「伊達判決を早期に破棄させるため、当時のマッカーサー駐日アメリカ大使が、藤山外務大臣や田中最高裁長官などと密談を重ねていた文書14通」を発見するのです。

この文書は多くはマッカーサー大使のアメリカ国務省宛報告通信でした。

それらによると、

1. 60年には安保改定があるので、伊達判決を早期に破棄すること
2. 伊達判決（59年3月30日）の後、早くも4月24日、最高裁長官田中耕太郎氏は、マッカーサー大使と会って「①伊達判決を破棄するため跳躍上告すること、②最高裁はこの事件を最優先案件として59年内に最高裁判決を出すこと」

で合意したことが明らかになっています。

この合意通りに、最高裁判決は59年12月16日に出されます。最高裁判決はもっともらしくさまざまな文章で判決文を書き、また各事項には反対意見もあったことが付記され、さらには田中耕太郎氏による補足意見までつけられています。その補足意見で田中氏は次のように述べています。

「米軍駐留が合憲であるか違憲であるかについて争いがあるにしても、そしてそれが違憲であるとしても、とにかく駐留という事実が現に存在している以上は、その事実を尊重し、これに適当な保護の途を講ずることは、立法政策上十分是認できるところである」と述べています。

これが、憲法の最高の番人、最高裁長官の言葉でした。司法は自らの機能不全を堂々と宣言したに等しいことばです。事実これ以降、日本の司法は、憲法問題に関する限り機能不全に陥ります。

安倍自公政権がなぜやすやすと、ウソを重ね、また安倍晋三氏がなぜ「憲法解釈はオレがする」と宣言できるのかというと、こうした司法の機能不全を十二分に知っているから、というほかはありません。

憲法及び法律にのみ拘束される

9頁表12はこの時やりとりされた砂川事件に関する公開文書の一部、しかも抜粋です。十分にみなさんにお伝えすることはできませんが、田中耕太郎最高裁長官、岸内閣、アメリカ政府が共謀して**（共謀という言葉を使っても不適切ではありません）**、伊達判決を潰しにかかり、それに成功し、60年安保条約改定への道をひらいた一端がよくわかります。

9頁表13は日本国憲法第76条です。「**すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職能を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される**」とあります。田中氏のとった行動及びその判決は**76条の条文に照らして、一見明らかな憲法違反**です。従ってその

表 12 砂川事件・伊達判決に関する米政府の解禁文書（抜粋）

国際問題研究者の新原昭治氏が入手した砂川事件・伊達判決（一九五九年）に関する米政府解禁文書の主要部分を紹介します。電報は一通をのぞきマッカーサー米駐日大使から米国務省あてです。

■「極秘」1959年3月31日午前1時17分受信 至急電

今朝八時に藤山（外相）と会い、米軍の駐留と基地を日本国憲法違反とした東京地裁判決について話し合った。私は、日本政府が迅速な行動をとり東京地裁判決を正すことの重要性を強調した。私はこの判決が、藤山が重視している安保条約についての協議に複雑さを生みだすだけでなく、四月二十三日の東京、大阪、北海道その他のきわめて重要な知事選挙を前にしたこの重大な時期に大衆の気持ちに混乱を引きおこしかねないとの見解を表明した。（中略）私は、もし自分の理解が正しいなら、日本政府が直接、最高裁に上告することが非常に重要だと個人的には感じている、…上告法廷への訴えは最高裁が最終判断を示すまで論議の時間を長引かせるだけだからであると述べた。これは、左翼勢力や中立主義者らを益するだけであろう。藤山は全面的に同意すると述べた。…藤山は、今朝九時に開催される閣議でこの行為を承認するように勧めたいと語った。

■「秘」1959年4月1日午前7時26分受信 至急電

藤山（外相）が本日、内密に会いたいと言ってきた。藤山は、日本政府が憲法解釈に完全な確信をもっていること、それはこれまでの数多くの判決によって支持されていること、また砂川事件が上訴されるさいも維持されるであろうことを、アメリカ政府に知ってもらいたいと述べた。法務省は目下、高裁を飛び越して最高裁に跳躍上告する方法と措置について検討中である。最高裁には三千件を超える係争中の案件がかかっているが、最高裁は本事件に優先権を与えるであろうことを政府は信じている。とはいえ、藤山が述べたところによると、現在の推測では、最高裁が優先的考慮を払ったとしても、最終判決をくだすまでにはまだ三カ月ないし四カ月を要するであろうという。（中略）一方、藤山は、もし日本における米軍の法的地位をめぐる、米国または日本のいずれかの側からの疑問により（日米安保）条約（改定）交渉が立ち往生させられているような印象がつくられたら、きわめてまずいと語った。そこで藤山は、私が明日、藤山との条約交渉関連の会談を、事前に公表のうえ開催することを提案した。（後略）

■「秘」1959年4月24日午前2時35分受信

最高裁は四月二十二日、最高検察庁による砂川事件の東京地裁判決上告趣意書の提出期限を六月十五日に設定した。これにたいし、弁護側はその立場を示す答弁書を提出することになる。外務省当局者がわれわれに知らせてきたところによると、上訴についての全法廷での審議は、恐らく七月半ばに開始されるだろう。とはいえ、現段階では決定のタイミングを推測するのは無理である。内密の話し合いで担当裁判長の田中（耕太郎。当時の最高裁長官）は大使に、本件には優先権が与えられているが、日本の手続きでは審議が始まったあと、決定に到達するまでに少なくとも数カ月かかると語った。

【参照資料】砂川事件最高裁判決に於ける日米密談漏洩事件考
<http://www.marino.ne.jp/~rendaico/gakuseiundo/history/sunagawatoso/mitudanroeico.htm>

表 13 日本国憲法 第七十六条

すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

判決も憲法違反です。

話は当然これでは終わりません。最高裁差し戻し判決の後、東京地裁で改めて有罪を言い渡された砂川事件の、元被告人土屋源太郎氏外3名は、「この事実（日米謀議の事実）を前提とすれば（仮に当時の東京地裁がこの事実を知っていれば）、差戻後の東京地裁が最高裁差戻判決に拘束されて審理を進めることは許されない。最高裁差戻判決に拘束されるということは、東京地裁もまた公平な裁判所ではないことになるからである。公平な裁判所ではない裁判所には、被告人を処罰する資格はない」として免訴を求めて訴訟をおこしています。

在日米軍を憲法違反とした伊達判決

ここで砂川事件被告に無罪を言い渡した1959年3月30日の東京地裁「伊達判決」を見ておきましょう。というのはこの判決の論理は現在でも立派に生きているからです。

判決理由は11頁表14(3)から(6)に要約しておきましたので、お読みいただきたいと思うのですが、大ざっぱに言って「伊達判決」は次のような論理構成をもってします。

- ① 該当する「日米地位協定に基づく刑事特別法」は日米安全保障条約第3条に基づく日米地位協定が根拠法である。
- ② この刑事特別法第2条の罰則は、同種の国内法である軽犯罪法第1条に比較して特別に重い。これは米軍駐留の法益の方を国民の利益よりも手厚く保護している。
- ③ この刑事特別法が妥当であるかどうかは、その根拠法である日米安保条約に基づく米軍駐留が、憲法に違反しているかどうかにか依存する。
- ④ それは駐留米軍が、憲法9条2項で保持が禁止されている戦力であるかどうかにか依存する。
- ⑤ 結論として駐留米軍は戦力であり、その駐留は憲法違反である。憲法違反行為に基づく「日米地位協定に基づく刑事特別法」も憲法違反であり無効、よって被告は全員無罪

論旨は明快です。憲法9条2項（戦力放棄）に照らせば、在日米軍は戦力であるから憲法違反だ、というものです。憲法9条2項はなぜ有効なのかというと、憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」という一文に対応しています。だから戦力はいらないのだ、となります。（2012年自民党改憲草案の解説ではこの部分をユートピア的だと非難しています）

伊達判決では、
「自衛権を否定するものではないが、侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」(憲法前文第1段)しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第2段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」(憲法前文第2段)とする。…単に消極的に諸外国に対して、従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない」
としている点は現在でも有効な議論です。同時に自衛権とは単に軍勢力・武力による自衛権しか存在しないのか、という点も考えさせられる文言となっています。

表 14	砂川事件 第一審判決（いわゆる伊達判決）
1959年3月30日 東京地方裁判所：伊達秋雄裁判長 清水春三裁判官、松本一郎裁判官	
主文： 被告人坂田茂、同菅野勝之、同高野保太郎、同江田文雄、同土屋源太郎、同武藤軍一郎、同椎野徳蔵はいずれも無罪	
理由： (1) 被告らは、日米安保条約第3条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法及び土地収用法によって、米軍立川飛行場拡張工事測量中に、正当な理由がないのに、右境界柵の破壊された箇所から米軍が使用する区域（立川飛行場内）に深さ4、5米にわたって立ち入った。 (2) 上記事実は日米地位協定に基づく刑事特別法（以下刑事特別法と略称する。）第2条に該当するが、これに対応する一般刑法規則としては、軽犯罪法第1条第32号に規定を見出すことができ、従つて刑事特別法第2条は右の軽犯罪法の規定と特別法、一般法の関係にあるものと解することができる。刑事特別法第2条は軽犯罪法に比べて懲役1年以下または2000円以下の罰金と重い。この違いは、日米地位協定に基づく刑事特別法の法益を一般法による国民の利益より手厚く保護している。そこでもし米軍の日本駐留が憲法に違反するものでなければ、刑事特別法の法益は有効であるが、米軍の日本駐留が憲法違反であれば、刑事特別法第2条の規定は憲法第31条（「何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」）の規定に違反する無効な条文となる。 (3) 日本国憲法はその第9条において、 国家の政策の手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を永久に放棄したのみならず、国家が戦争を行う権利を一切認めず、且つその実質的裏付けとして陸海空軍その他の戦力を一切保持しないと規定している。 同条は、自衛権を否定するものではないが、 侵略的戦争は勿論のこと、自衛のための戦力を用いる戦争及び自衛のための戦力の保持をも許さないとするものであつて、この規定は「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」(憲法前文第1段)しようとするわが国民が、「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想（国際連合憲章もその目標としている世界平和のための国際協力の理想）を深く自覚」（憲法前文第2段）した結果、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を維持しよう」(憲法前文第2段)とする。即ち戦争を国際平和と団体に対する犯罪とし、その団体の国際警察軍による軍事的措置等、現実的にはいかに譲歩しても右のような国際平和と団体を目ざしている国際連合の機関である安全保障理事会等の執る軍事的措置等を最低線としてこれによつてわが国の安全と生存を維持しようとする決意に基くものであり、単に消極的に諸外国に対して、従来のわが国の軍国主義的、侵略主義的政策についての反省の実を示さんとするに止まらず、正義と秩序を基調とする世界永遠の平和を実現するための先駆たらんとする高遠な理想と悲壮な決意を示すものといわなければならない。 …平和条約が発効し連合国の占領軍が撤収した後の 軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するため必要 であり、自衛上やむを得ないとする政策論によつて左右されてはならないことは当然である。 (4) 米軍駐留は、わが国に対する武力攻撃を防禦するため、わが国がアメリカ軍隊の配備を要請し、同国がこれを承諾した結果、極東における国際の平和と安全の維持及び外部からの武力攻撃に対するわが国の安全に寄与し、且つ1又は2以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起されたわが国内における大規模な内乱、騒擾の鎮圧を援助する目的でわが国内に駐留するものであり（日米安全保障条約第1条）、アメリカ力に対してこの目的に必要な国内の施設及び区域を提供しているのである（行政協定第2条第1項）。従つて米軍の駐留を許容したわが国政府の行為は「 政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起きないようにすることを決意 」した日本国憲法の精神に悖るのではないかとする疑念も生ずる。 (5) 外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で米軍駐留を許容することは、指揮権の有無、合衆国軍隊の出動義務の有無に拘らず、日本国憲法第9条第2項前段によつて禁止されている陸海空軍その他の 戦力の保持に該当するものといわざるを得ず、憲法は米軍駐留を許していない といわざるを得ない。 (6) 米軍駐留が憲法第9条第2項前段に違反し許すべからざるものである以上、米軍の施設又は区域内の平穩に関する法益が一般国民の同種法益と同様の刑事上、民事上の保護を受けることは格別、特に後者以上の厚い保護を受ける合理的な理由は何等存在しない。国民に対して軽犯罪法の規定よりも特に重い刑罰をもつて臨む刑事特別法第2条の規定は、前に指摘したように何人も適正な手続きによらなければ刑罰を科せられないとする憲法第31条に違反し無効なものと い わなければならない。 (7) よつて被告は無罪。	

【資料出典】京都産業大学法学部・「憲法学習用基本判決集」の「砂川事件」。なお要約・抜粋は哲野イサク。http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/96-1.html#shubun

自衛隊ですら合憲で一致していない、むしろ違憲論が現在でも優勢

安倍自公連立内閣の官房長官・菅義偉氏は、安保法制審議で揺れる国会会期中のさなかの定例記者会見で、「安保法制に対する国民の理解が進んでいない」という質問に答えて「自衛隊だってかつては憲法違反だと言われた時期がある。今、自衛隊を憲法違反だというものはいいない。安保法制だってそのうち憲法違反だというものはなくなる」という意味合いのことを述べました。テレビを見ていた私は、「はて？自衛隊は憲法違反ではなくなったのか。いつのことだろう？」と訝しく思いました。確かに自衛隊を憲法違反だとするマスコミは1社もなくなりました。朝日新聞を含めてすべて政府見解に従うようになったのです。しかし憲法9条2項がある限り、また自衛隊が軍隊であり戦力である限り、自衛隊が憲法違反の存在である事実には変わりません。マスコミがそう言わなくなったというだけのことです。

朝日新聞は6月下旬憲法学者ら209人にアンケートを行いました。回答を寄せたのは122人。アンケートの目的は審議中の安保法制を憲法違反だと考える学者がどれほどいるのかを知るためでした。それを含めて質問は5問ありました。中に「現在の自衛隊の存在は憲法違反にあたると考えますか。」という質問が混ざってありました。その答えが図2です。なお**朝日新聞はこの結果を本紙では読者に伝えませんでした**。さして重要とは思わなかったのだと思います。**(私には極めて重要なデータです)**しかしデジタル版には掲載しています。図2グラフはその回答結果を基に「広島2人デモ」で作成したものです。

これで見ると憲法学者の多くは、自衛隊を憲法違反の存在と見ていることがわかります。

なぜクーデタなのか

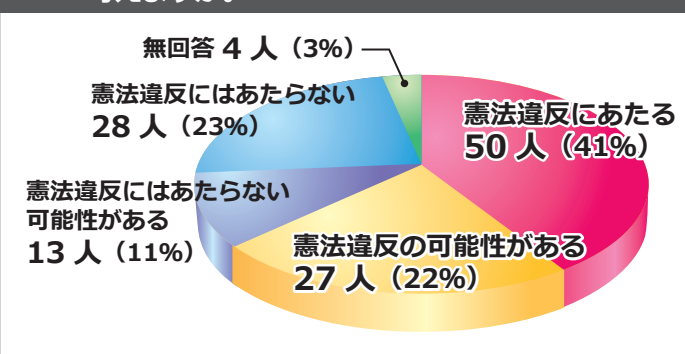
「クーデタが進行中」という言い方には抵抗のある人も多いと思います。冷静に今日本でなにが起こっているかを見てみれば、クーデタと呼ぶしかない、と私は考えます。

クーデタとは民主主義の手続きに則った政治的正統性をもたない党派が政治権力を握り、憲法を無視するかあるいは停止状態にする、時には自分に都合よく壊変してしまう状態のことを指しています。

政治的正統性が疑われる安倍自公政権の誕生

安倍自公政権の誕生のいきさつを見ておきましょう。この時日本は1票の格差問題**(政治的正統性問題に直接関係します)**が存在しました。マスコミは「1票の格差が2倍以上あるので違憲」という報道をしましたが、実際は「1人別枠性」が憲法違反というのがこの問題の本質でした。12頁表15は、安倍自公政権が誕生する契機となった2012年12月総選挙を巡る「1票格差問題」訴訟の各高裁判決です。この時この選挙結果を合憲と判断した高裁は一つもありませんでした。すべて「違憲」か「違憲状態」です。**(「違憲状態」がどのような状態なのか私には理解ができませんが)**違憲ないしは違憲状態ならば、選挙結果は無効となるはずですが、選挙結果を無効とした判決は広島高裁と広島高裁岡山支部の判決しかありませんでした。いわゆる「事情判決の論理」で選挙結果を

図2 朝日新聞が6月下旬に行った憲法学者アンケート質問：現在の自衛隊の存在は憲法違反にあたると考えますか。



【参照資料】朝日新聞のアンケート結果を元に広島2人デモが作成
<http://www.asahi.com/topics/word/安保法案学者アンケート.html>

菅官房長官が「自衛隊を憲法違反だというものはいいない」という認識は誤りでやはり憲法違反は憲法違反です。単に自衛隊を憲法違反だというマスコミはなくなったというだけに過ぎません。菅官房長官の認識は極めて重要です。というのは、菅氏に限らず安倍自公政権の体質を余すところなく表しているからです。まず誤った情報**(時には意図的なウソ、デマ、時には詭弁論法)**を発信する、朝日新聞・NHKをはじめとするマスコミがニュアンスの差こそあれ、その情報を国民に広める、誤った認識をもつ世論が形成され、政府の政策が国民に受け入れられる、それが歯止めなく進んでいった結果が、2014年7月1日の、「集団的自衛権行使は合憲」とする「NSC決定」**(閣議決定)**であり、「憲法解釈は内閣総理大臣が行う」とするクーデタでした。

表15 2012年総選挙1人別枠制をめぐる裁判所の憲法合憲判断(番号は高裁判決) ※判決の日付は全て2013年

	裁判所	日付	判決	選挙結果	備考
1	東京高裁	3月6日	違憲	有効	無効請求は棄却
2	札幌高裁	3月7日	違憲	有効	無効請求は棄却
3	仙台高裁	3月14日	違憲	有効	無効請求は棄却
4	名古屋高裁	3月14日	違憲状態	有効	無効請求は棄却
5	名古屋高裁・金沢支部	3月18日	違憲	有効	無効請求は棄却
6	福岡高裁	3月18日	違憲状態	有効	無効請求は棄却
7	高松高裁	3月22日	違憲	有効	無効請求は棄却
8	広島高裁	3月25日	違憲	無効	※2013年11月27日0時00分まで無効
9	広島高裁・松江支部	3月26日	違憲	有効	無効請求は棄却
10	東京高裁	3月26日	違憲	有効	無効請求は棄却
11	広島高裁・岡山支部	3月26日	違憲	無効	猶予期間なし
12	福岡高裁・那覇支部	3月26日	違憲	有効	無効請求は棄却
13	福岡高裁・宮崎支部	3月26日	違憲	有効	無効請求は棄却
14	大阪高裁	3月26日	違憲	有効	無効請求は棄却
15	広島高裁	3月26日	違憲	有効	無効請求は棄却
16	仙台高裁・秋田支部	3月27日	違憲	有効	無効請求は棄却
	最高裁判所	11月20日	違憲状態	有効	竹崎博允裁判長

有効としたのです。日本の司法はよく言えばものわかりが良い、率直に言ってしまえば**「権力迎合型」**です。前述最高裁田中裁判長自らが「司法の機能不全」を宣言する国ですからやむを得ないのかも知れません。

安倍自公政権は誕生のそもそもの発端から、民主的政治的正統性に疑問符がつく政権でした。**本来であれば、裁判所の判断を尊重して、正しい区割りを行い、総選挙をやり直すべきでした。**

[＜次頁に続く＞](#)

公明党・創価学会が自民大勝を下支えしている

次にこの選挙結果が、国民の意思を正しく反映したものではなかったことが挙げられます。12月表15は12年総選挙の結果ですが、自民党は小選挙区で40.3%の得票率で実に237議席も獲得しています。議席率では75.6%になります。マスコミはこれが小選挙区制の欠陥と説明しますが、実際にはそうではありません。小選挙区では公明党は、1.45%の得票率で9議席獲得しています。公明党は全国300区の中で9選挙区しか候補者を立てていません。残り291選挙区では、公明党支持者たち、特に支持母体の創価学会の信者たちはどこに投票したのでしょうか？本部の命令一下、自民党の候補者に投票したのです。つまり、自民党237議席獲得は、公明党・創価学会支持者たちが生み出したものだったのです。それを裏付けるのが、比例代表区の結果です。ここでの自民党の得票率は27.6%に過ぎません。議席数は57（議席率31.76%）しかとれていません。一方公明党は得票率11.8%で議席数は22でした。2012年総選挙自民党大勝のからくりは、小選挙区制のトリックと自公選挙協力の賜でした。私が執拗に、自公連立政権と書くのは、まさしく公明党・創価学会の協力なしには成立し得ない政権だからです。しかし、この選挙協力は合法的です。同時に自民党が国民の意思を代表していないことも事実です。

2014年12月総選挙は、52.66%と戦後最低だった12年総選挙からさらに7%ちかく下がっています。これは反自民勢力の棄権があったためだろうと思います。それに伴い自民党の得票率も上がりましたが、ここでも自公選挙協力なしには自民党の大量議席獲得はなかったであろうことは確実です。つまりこ

うことです。自民党支持層は国民の30%しか存在していない、しかもその多くは「アベノミクス」など経済政策を支持して自民党に投票している、決して「集団的自衛権容認」や憲法破壊、原発推進を支持して投票したものではないということです。

マスコミは国民が政治に失望した結果、投票率が下がっていると説明しますが、実際にはそうではなく、投票行為が実は主権者としての権力行使にならなくなっていることを敏感に反映したもののだろうと私は思います。投票率を上げるには、選挙制度を変え、投票行為が主権者としての権力行使を色濃く表現できるものとしなければならないでしょう。

さらに安倍自公連立政権は、こうした民主的な政治的正統性に疑問符がつくばかりでなく、そのファシズム的政治手法が大きな問題です。つまり選挙の時は、経済政策中心のバラ色の公約を振りまきながら（アベノミクスは金融経済・金融産業を成長のドライブエンジンとしながら、仮想富=virtual wealthを膨らませることによって経済成長を遂げようとするもので決して実質富=real wealthを増加させるものではありません）、いったん選挙で勝つと「白紙委任」を得たとばかりに、選挙ではほとんど強調しなかった憲法破壊や安保法制（戦争法制）、あるいは原発推進政策、武器輸出政策など日本の国民の少なくとも半数以上が反対する政策を推進するなどい

憲法の上に内閣総理大臣の権力を置く「安倍クーデタ内閣」

その極めつけが2014年7月1日のNSC決定（閣議決定）でしょう。この決定で安倍自公政権は、さまざまなトリックやウソ、詭弁を使いながら、歴代自民政権ですら、憲法が禁じていると

解釈せざるを得ないとしてきた集団的自衛権行使を合憲だとしました。辻褄が合わなくなると、最後には「憲法の解釈は総理大臣である私がする」と宣言しました。憲法の上に総理大臣の権力を置いたのです。この時安倍自公政権は越えてはならぬ一線を軽々と越え、戦後70年にして、日本でクーデタが始まりました。そのクーデタをなんと名付けたいのか。安倍晋三氏がもつ日本型ファシズムの体質を考慮して、「安倍ファシズム・クーデタ」と名付けるのが適切だろうと私は思います。そしてこのクーデタは、自民党改憲草案のような内容をもつ憲法が日本に誕生する時に完成するだろうと私は思います。

表 16 2014 年総選挙における自民党得票率と獲得議席数

党派	小選挙区				比例代表				合計議席 増減	
	得票数	得票率	議席数	議席率	得票数	得票率	議席数	議席率		
自民党	25,461,449	48.10%	223	75.59%	17,658,916	33.11%	68	37.78%	291	▲ 4
民主党	11,916,849	22.51%	38	12.88%	9,775,991	18.33%	35	19.44%	73	10
維新の党	4,319,646	8.16%	11	3.73%	8,382,699	15.72%	30	16.67%	41	▲ 1
公明党	765,390	1.45%	9	3.05%	7,314,236	13.71%	26	14.44%	35	4
次世代の党	947,396	1.79%	2	0.68%	1,414,919	2.65%	0	0.00%	2	▲ 17
日本共産党	7,040,170	13.30%	1	0.34%	6,062,962	11.37%	20	11.11%	21	13
生活の党	514,575	0.92%	2	0.68%	1,028,721	1.93%	0	0.00%	2	▲ 3
社会民主党	419,347	0.79%	1	0.34%	1,314,441	2.46%	1	0.56%	2	0
無所属・その他	1,554,968	2.98%	8	2.71%	381,562	0.72%	0	0.00%	13	▲ 12
合計	52,939,790	100.00%	295	100.00%	53,334,447	100.00%	180	100.00%	480	▲ 5

投票率は52.66%で前回59.32%と比較すると7%近く下がった 注：自民党の小選挙区当選者には、追加公認1名含む
【参照資料】日本語ウィキペディア『第47回衆議院総選挙』

表 17 2012 年総選挙における自民党得票率と獲得議席数

党派	小選挙区				比例代表				合計議席 増減	
	得票数	得票率	議席数	議席率	得票数	得票率	議席数	議席率		
自民党	25,643,309	40.3%	237	79.00%	16,624,457	27.6%	57	31.67%	294	176
民主党	13,598,773	22.8%	27	9.00%	9,628,653	15.9%	30	16.67%	57	▲ 174
日本維新の会	6,942,353	11.6%	14	4.67%	1,226,228	20.3%	40	22.22%	54	43
公明党	885,881	1.4%	9	3.00%	7,116,474	11.8%	22	12.22%	31	10
みんなの党	2,807,244	4.7%	4	1.33%	5,245,586	8.7%	14	7.78%	18	10
日本未来の党	2,992,365	5.0%	2	0.67%	3,423,915	5.6%	7	3.89%	9	▲ 52
日本共産党	4,700,289	7.8%	0	0.00%	3,689,159	6.1%	8	4.44%	8	▲ 1
無所属・その他	2,056,352	6.4%	7	2.33%	13,225,416	4.0%	2	1.11%	9	▲ 12
合計	59,626,566	100.0%	300	100.00%	60,179,888	100.0%	180	100.00%	480	-

投票率は59.32%で前回69.28%と比較すると10%近く下がった
【参照資料】日本語ウィキペディア『第46回衆議院総選挙』

森本道人手記にみる「世界観の一変」

安倍自公政権に見る権力の暴走を止める役割を担うのは、本来司法と言論機関（世論）です。少なくとも民主主義社会ではそう考えられています。この二つが機能不全に陥ったらその社会は権力者に都合の良い「ファシズム社会」とならざるを得ません。司法と言論機関がある日突然機能不全に陥ったわけではありません。恐らくは長い時間をかけて機能不全が進行していったのだと思います。その意味では、安倍自公政権誕生以前からその機能不全は進行していたのだと思います。こうした日本の民主主義が抱えてきた問題（司法と言論機関の機能不全状態）が一挙に吹き出したのが、2011年3月11日の福島原発事故ではなかったでしょうか？

福島原発事故は、直接私たち国民の生命と健康に係わる問題だけに多くの人々（私や網野を含めて）の関心を引きました。

そしてそれまでの「社会のあり方」全体に対する根本的不信の表出という形で日本の社会を覆いました。基本的には今でもそうです。それは「原発は安全で安い発電手段だ、平和利用だ」といつてきたではないか、というレベルの不信感ではなく、もっと根本的な不信感でした。

14頁表18は、私の友人で森本道人君が書いた手記の一節を抜粋したものです。森本君は私と同様、「3.11後」に原発問題に大きな危機感を抱いて、反原発運動に身を投じることになったいわば私や網野と同じ境遇の若い人です。「3.11前」は何の変哲もない大企業に勤める現場技術者でした。「3.11」を経験した森本君は自分の世界観を一変させます。

「本当にこの国の大手マスメディアや政府が恐ろしくなり、なにが本気でなにが嘘なのかわからなくなってしまっていた」と「3.11」直後の自分について描写しています。「これらは確信犯で、国民には真実の情報を隠そうとし、国民の声は聞こえていないふりをしているのだと考えるようになった」と、この善良で世の中を疑ってこなかった有能な企業戦士は、自分を取り巻く社会に根本的に疑いの目をむけるようになります。そして、「これまでの放射線防護の考え方の根本には、人々の生命や健康より原子力産業の経済的利益が重視されてきた」と問題の本質の一つに気がつきはじめます。

福島原発事故を経験した多くの人たちは、それをきっかけに自身の社会価値観や世界観を一変させた人が多いのではないのでしょうか？ ちょうど森本君のように。そしてこの反応は不可逆的です。1945年の敗戦の結果、それまで信じていた「天皇に忠節を尽くすことが日本臣民の義務であり、日本の繁栄を支える」とする考え方が一挙に崩れ、なにを信じていいかわらなくなった戦後の日本人と極めてよく似ています。その意味で福島原発事故は日本に「第二の敗戦」をもたらしたということが出来ます。

とはいえ、45年の敗戦の結果が誰に対しても明示的だったのに対して、2011年の「敗戦」は誰に対しても明示的だったわけではありません。また45年の敗戦では日本国憲法や旧教育基本法などで、曲がりなりにも、歩む道がはっきり示されたのに対して、2011年の「敗戦」では、今なお3.11後のあるべき社会や価値観、世界観を描ききれずにいることもまた事実です。また機能不全となっている司法や言論機関も、ほぼ3.11前と基本的に変化がありません。「安倍クーデタ内閣」はそのような時に登場してきた、という認識が重要だと思います。

表 18 森本道人手記『3.11』で一変した私の人生観・世界観」抜粋

「また、デモで出会った Web フォトジャーナリストの方からは、市原のコスモ石油火災では隣接するチッソ石油の劣化ウラン保管施設も延焼の恐れがあったということを知った。その後、調べてみると原子力対策本部の報告書（12日15P 文部科学省の項）にも「延焼の恐れあり」とはっきりと書いてあった。本当にこの国の大手マスメディアや政府が恐ろしくなり、何が本当で何が嘘なのか訳が分からなくなってしまっていた。」

「それまでデモ自体にはこれまで偏見をもって見ていたが、この日1000人以上の参加者は、いたって普通の一般市民の人ばかりだった。日常生活の中、本音で話す機会を失い、いてもたってもいられなくなっていた私は、デモでは声が枯れるほど叫んだ。久しぶりに多くの人と本音で話すことができた。今後のデモなどの手伝いがしたいと話し、若い人などを何人か紹介してもらった。」

「言っている事が難し過ぎて、自分が足を踏み入れる分野ではないと思った。ただこの日、日本の根本の基準値となっているのがICRPであり、そのICRPの考え方は間違っているということは、ICRPの基本原則を読んだだけではっきりと理解できた。」

3月11日以降に自分が調べてきた基準や知識が壊れて行く感覚と、振り出しに戻ったような感覚にさせられた。とにかく、この日は私の頭はとても混乱させられた。」

「これらは確信犯で、国民には真実の情報を隠そうとし、国民の声は聞こえていないふりをしているのだと考えるようになった。悲しい事だが、脱原発デモや署名を提出するだけでは、この国は変わらないと思った。」

事故当初、私は福島だけが放射線汚染地域であり健康影響が起これると考えていた。しかし、関東や東北も深刻な汚染地域があることを知った。そんな野菜が全国に流通する事を恐れた。

また、本当は通常運転時の原発からも大量の放射性物質が空や海に放出されていることを知った。とんでもない国に住んでいること改めて思うようになった。

そんな状況の中で、東北の農産物や食品を食べて応援、瓦礫を受け入れて応援など、この国の進めようとするのが、放射線による人体への影響を勉強している私にとっては、恐ろしくてたまらない。6月から発足した ECRR 市民研究会 - 広島での毎月一回の勉強会などで、放射線への正しい知識や人体に対する影響、これまでの放射線防護基準の歴史を学んできたことで、テレビや講演会から聞こえてくるおかしな発言は、自分の頭で少しずつ判断できるようになってきた。また、そのほかの TPP や消費税増税を強行しようとする政府のおかしさなど、政治問題についても多少ではあるが分かるようになってきた」

「2011年3月11日の震災以降は、これまで知らなかった事を次々に知り、これ以上知りすぎると普通の生活ができなくなってしまふかもしれないと悩み苦しみ、調べる事を辞めようかと考えた事もあったが、がむしやに脱原発デモ、瓦礫受け入れ反対などの声を上げてきた年であった。」

これまでの放射線防護の考え方の根本には、人々の生命や健康よりも原子力産業の経済的利益が重視されてきた。その思想を批判すること、ICRP とその勧告を批判することが極めて重要だと考えている。」

※赤字は当方による強調

【参照資料】 <http://www.inaco.co.jp/isaac/kikou/morimoto/index.html>

機能不全に陥っている日本の司法

2015年、珍道世直さんという人が2014年7月1日の安倍内閣による集団的自衛権は合憲とする閣議決定は憲法違反で無効確認を求める提訴をしました。どうも地裁、高裁を経て最高裁にまでいったらしく、2015年7月29日、珍道さんの上告を棄却する決定をしました。(表20参照) この短い記事では棄却理由が明確ではありません。が、間違いなく珍道さんには「憲法違反を提訴する資格がない」というのが却下理由だったと思います。「憲法違反を提訴する資格」とはいったい何のことでしょうか？

同じような訴訟が1952年(昭和27年)に起こっています。1950年に警察予備隊は作られます。“警察”とは名前がついていますが事実上の軍隊です。現在の自衛隊はこの警察予備隊が起源です。当時日本社会党の委員長だった鈴木茂三郎氏は「警察予備隊は軍隊であり、憲法9条2項に違反する」として最高裁に提訴しました。最高裁は、この提訴を却下しました。理由は鈴木氏に提訴する資格がない、というものでした。最高裁に限らず裁判所は、憲法違反を判断する権限をもつが、それは憲法にまつわる具体的な係争があり、その当事者のみが提訴する資格をもつ、とします。この場合鈴木氏は警察予備隊の存在で何か具体的な係争が発生しているわけではなく、まして当事者でもないから、そもそも提訴する資格がないとして提訴そのものが却下されたのでした。2015年の珍道さんも同じ理由だったと思います。

「警察予備隊違憲訴訟」判決で、最高裁はその理由を次のように述べます。「もし最高裁が法律命令などの抽象的な無効宣言を行う権能を持つものならば、違憲訴訟が頻発するだろう。のみならず、最高裁は行政・立法の上に立つことになり、三権分立が崩れる恐れがある」(表21【理由】の【3】参照)

ここで判決は、最高裁は“抽象的”に、法律命令等が違憲かどうかを判断する権限を有しない、と宣言します。もしその権限を最高裁が有するなら、同種の裁判が頻発するだろう、と述べているのはまだしも、“抽象的”に違憲かどうかを最高裁が判断するならば、最高裁は、行政・立法の上に立ってしまう、という立論は納得がいきません。同裁判で原告代理人猪俣浩三氏(弁護士・社会党衆議院議員)は次の意味合いのことを述べています。

「われわれは、警察予備隊が是か非かの判断を最高裁に求めているのではない。ただ憲法に照らして違反か合憲かの判断を求めているのだ」

“抽象的”に違憲かどうかを最高裁が判断するならば、最高裁は、行政・立法の上に立ってしまう、という立論は最高裁が「是か非か」の判断を求められているかのようないいかたであり、それならば確かに立法・行政の上にたってしまう恐れがありますが、事実とはそうではありません。法律や命令が憲法に照らして違憲か合憲かの判断を求めているのであって、それならば立法や行政の上に立つどころか、「憲法の番人」として憲法が求めている役割を立派に果たしていることになります。

特にこの時の裁判長が、例の砂川事件最高裁判決の田中耕太郎氏であってみれば、余計にこの立論がきな臭くなります。つまり“抽象的”な憲法判断は最高裁はその権限を有しないと、具体的な、砂川事件の時は、司法は高度な政治問題は判断しない、とっているのです。どちらに転んでも、最高裁は法律命令が違憲

表 19	統治行為論
統治行為論(とうちこういろん)とは、“国家統治の基本に関する高度な政治性”を有する国家の行為については、法律上の争訟として裁判所による法律判断が可能であっても、これゆえに司法審査の対象から除外すべきとする理論のことをいう。	

【参照資料】日本語ウエキペディア「統治行為論」より抜粋

表 20	2014 年 7 月閣議決定違憲訴訟
集団的自衛権無効の却下確定＝閣議決定めぐり―最高裁	
2015 年 7 月 31 日 21:30 JST 更新	
集団的自衛権の行使を容認した昨年 7 月の閣議決定は違憲だとし、元三重県職員の珍道世直さん(76)=津市=が閣議決定の無効確認を求めた訴訟で、最高裁第 2 小法廷(山本庸幸裁判長)は 29 日付で、珍道さん側の上告を棄却する決定をした。訴えを却下した一、二審判決が確定した。	
[時事通信社]	

【参照資料】ウォール・ストリート・ジャーナルより
<http://jp.wsj.com/articles/JJ10506807317476843468617157121773214754901>

表 21	警察予備隊違憲訴訟 判決 抜粋
日本国憲法に違反する行政処分取消請求事件 最高裁判所 昭和 27 年(マ)第 23 号 昭和 27 年 10 月 8 日 大法廷 判決	
原告 鈴木茂三郎 代理人 猪俣浩三 外 5 名	
■ 主 文 本件訴を却下する。 訴訟費用は原告の負担とする。	
[3] なお最高裁判所が原告の主張するがごとき法律命令等の抽象的な無効宣言をなす権限を有するものとするならば、何人も違憲訴訟を最高裁判所に提起することにより法律命令等の効力を争うことが頻発し、かくして最高裁判所はすべての国権の上に位する機関たる観を呈し三権独立し、その間に均衡を保ち、相互に侵さざる民主政治の根本原理に背馳するにいたる恐れなしとしないのである。	
[4] 要するにわが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない。そして弁論の趣旨よりすれば、原告の請求は右に述べたような具体的な法律関係についての紛争に関するものでないことは明白である。従つて本訴訟は不適法であつて、かかる訴訟については最高裁判所のみならず如何なる下級裁判所も裁判権を有しない。この故に本訴訟はこれを下級裁判所に移送すべきものでない。	
[6] この判決は裁判官全員の一致の意見によるものである。 (裁判長裁判官 田中耕太郎 ほか裁判官 14 名)	

【参照資料】<http://www.cc.kyoto-su.ac.jp/~suga/hanrei/91-3.html#shubun>

かどうかの判断をしない(統治行為論。15 頁表 19 参照)、といつていることとなります。この時の判決が先例となつて、裁判所が、法律や命令が憲法違反かどうかを判断した実例は、日本では非常に数少ないのが現状です。(16 頁表 22 参照) 中学校・高校では、日本の憲法では「司法には違憲立法審査権がある」と教えますが、ついでに「有名無実である」とも教えなければならないでしょう。司法の機能不全は昨日や今日始まつたことではなく、すでに敗戦直後から始まつており、司法の機能不全が次の機能不全を生んで、それが 2011 年 3 月 11 日の福島原発事故を生み、2014 年から 2015 年にかけての、「安倍クーデタ内閣」を生んでいるといういいかたは、少なくとも許されるでしょう。

表 22-1 長沼ナイキ事件 (最高裁判決 1982 年 9 月 9 日)

【概要】

北海道夕張郡長沼町に航空自衛隊の「ナイキ地对空ミサイル基地」を建設するため、農林大臣が 1969 年、森林法に基づき国有保安林の指定を解除。これに対し反対住民が、基地に公益性はなく「自衛隊は違憲、保安林解除は違法」と主張して、処分の取消しを求めて行政訴訟を起こした。

一審の札幌地裁は「平和的生存権」を認め、初の違憲判決で処分を取り消した。国の控訴で、二審の札幌高裁は「防衛施設庁による代替施設の完成によって補填される」として一審判決を破棄、「統治行為論」を判示。住民側・原告は上告したが、最高裁は憲法に触れず、原告適格がないとして上告を棄却。

【参照資料】日本語ウェキペディア「長沼ナイキ事件」より

表 22-2 恵庭事件 (地裁判決 1967 年 3 月 29 日)

【概要】

北海道恵庭町で、自衛隊演習場の近隣で酪農を営む 2 人の兄弟が、演習場からの騒音により牛乳生産量が落ちたとして「境界付近での射撃訓練については事前に連絡する」と自衛隊と確約していた。しかし、自衛隊にその確約を破られたことから、1962 年 12 月に自衛隊の着弾地点との通信回線を切断した。

これに対し、検察は通信回線は自衛隊法第 121 条の「その他の防衛の用に供する物」に該当するとして防衛器物の損害（自衛隊法第 121 条）で起訴した。一方、被告人の弁護側は、自衛隊法とそれにより存在を認められている自衛隊が憲法 9 条に違反しており、自衛隊法第 121 条は違憲であり無効であると主張した。

第 1 審の札幌地方裁判所の 1967 年 3 月 29 日判決（辻三雄裁判長）では通信回線は自衛隊法第 121 条の「その他の防衛の用に供する物」に該当しないとして、被告人に無罪を言い渡した。自衛隊の憲法判断に関しては、被告人の行為が無罪である以上、憲法判断を行う必要はなく、また行うべきでもないとして、これを回避した。

検察は上訴をせず、また無罪となった被告人は訴えの利益がないとして上訴できないため、無罪が確定した。自衛隊の合憲性については判断がなされなかったため「肩すかし判決」とも呼ばれた。

【参照資料】日本語ウェキペディア「恵庭事件」より

表 22-3 安保条約無効訴訟 (2009 年 2 月 2 日提訴、現在訴訟中)

「日米安保条約無効確認訴訟」は、CIA に買収された岸信介首相が、1960 年 1 月署名し 6 月に国会で強行採決した「(新)日米安保条約」はそもそも無効であり、「新日米安保条約」締結以前の状態に現状復帰すべきであると要求する訴訟

【参照資料】「日米安保条約無効訴訟の会」web サイトより

表 22-4 米軍機の飛行による騒音問題

日米地位協定の改定を求めて - 日弁連からの提言 -
米軍機の飛行による騒音問題 (抜粋)

1976 年に横田基地周辺の住民が騒音差止訴訟を提起して以来、これまで小松、横田、厚木、嘉手納、普天間、岩国の各地において、数次にわたって米軍基地騒音差止訴訟が提起されてきています（基地騒音訴訟は 1975 年に小松で最初に提起されましたが、当時の小松基地は自衛隊専用でした）。どの訴訟でも米軍基地騒音の違法性が認定され、住民らへの賠償が命じられていますが、他方で騒音の差止めはいずれも棄却されています。

これは「第三者行為論」という考え方で、米軍は「第三者」であるから日本政府には飛行を止める権限はない、というのです。他方で、米国政府を相手に差止訴訟を提起しても、外国政府は日本の司法に服さない、という理由で、裁判所は住民の訴えを却下しています。このため、米軍基地騒音は、裁判所も違法な侵害だと認定しているのに、日々発生している違法な騒音を法的に止める手段が奪われているのです。

※赤字は当方による強調

【参照資料】日弁連「日米地位協定の改定を求めて」より 8 頁
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/nichibeichiikyoutei_201410.pdf

表 22-5 百里基地訴訟 (最高裁判決 1989 年 6 月 20 日)

【概要】

茨城県小川町（現・小美玉市）に航空自衛隊の百里基地を設置する際、基地建設予定地を所有していた住民が、建設反対派の住民に売った土地の契約を解除して防衛庁（現・防衛省）にその土地を売った。このことで土地所有権の帰属に関連し、自衛隊の合憲性が争点となった。

第一審の水戸地裁では統治行為論が適用され、自衛隊は裁判所の審査対象にならないとされた。第二審の東京高裁では自衛隊への憲法判断自体を本件に関しては不必要とし、最高裁も第二審を支持する判決を出した。

【参照資料】日本語ウェキペディア「百里基地訴訟」より

表 22-6 自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件 (高裁判決 2008 年 4 月 17 日)

名古屋高等裁判所違憲判決に関する (愛知県弁護士会) 会長声明

昨日、4 月 17 日、名古屋高等裁判所民事第 3 部（青山邦夫裁判長、坪井宣幸裁判官、上杉英司裁判官）は、自衛隊イラク派兵が憲法違反であることの確認などを求めた訴訟（自衛隊イラク派兵差止訴訟）において、判決理由の中で、「現在、航空自衛隊がイラクにおいてアメリカ兵等武装した兵員の空輸活動を行っていることは、憲法 9 条 1 項に違反する」との違憲判断を行った。

高等裁判所において、自衛隊が現に行っている活動について憲法 9 条 1 項違反が認められたのは日本国憲法制定後初めてのことであり、歴史的な意義を有する画期的な判決である。

判決では、現在のイラクの情勢について「多国籍軍と武装勢力との間のイラク国内における戦闘は、実質的には平成 15 年 3 月当初のイラク攻撃の延長であって、外国勢力である多国籍軍がイラク国内の武装勢力の国際的な戦闘である」、特に首都バグダッドは「イラク特措法にいう『戦闘地域』に該当するものと認められる」と判断した。

その上で、航空自衛隊がアメリカからの要請を受け、アメリカ軍等との調整の上で、バグダッド空港への空輸活動を行い、空輸活動において武装した多国籍軍の兵員を輸送していることを認定した。この空輸活動について「それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても、現代戦において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であるといえることを考慮すれば、多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているものといえることができる」とし、「少なくとも多国籍軍の武装兵員を、戦闘地域であるバグダッドへ空輸するものについては、他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない行動であるといえることができる」と判示した。そして「現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法 2 条 2 項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条 3 項に違反し、かつ、憲法 9 条 1 項に違反する活動を含んでいることが認められる」と述べて、憲法 9 条 1 項に違反することを明確に認めた。

加えて、判決では平和的生存権は「全ての基本的人權の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したに留まるものではない」とし、平和的生存権の具体的権利性を正面から認めた点も高く評価できる。

(略) 今回、名古屋高等裁判所が、緻密な事実認定の上に、憲法 9 条を解釈し、航空自衛隊が現在イラクで行っているアメリカ兵等武装した兵員の空輸活動について、憲法 9 条 1 項違反であると判断したことは、日本国憲法下、違憲立法審査権を付与された司法府の責任を全うしたものとして心からの敬意を表する。

(略) また、当会としても、憲法の理念を尊重し、実現するため行動することをここに決意する。

平成 20 年（2008 年）4 月 18 日

愛知県弁護士会 会長 入谷正章

【参照資料】愛知弁護士会 web サイトより
<http://www.aiben.jp/page/frombars/topics2/329iken.html>

統治行為論や第三者行為論、事情判決の法理で司法が機能不全 —そのために日本でなにが起こっているか

日本国憲法は実は、今までないがしろにされてきました。本来憲法は日本の最高規範であるという認識、憲法が社会の隅々にまで行き渡り、生活の中で根付くかそうという、日本国憲法や旧教育基本法が目指した「憲法文化」は、今のところ日本の社会では育っていません。

戦前教育勅語を小さい時から、中身もわからず暗唱させられ、日本臣民の規範として生活の隅々まで、頭や心の中まで縛り上げた文化とは大きく違います。

憲法はその誕生直後から、戦前回帰を目指す人々や長年続いた自民党政府、あるいは戦前官僚政府の流れを引き継ぎ、45年以降も日本政府の主導権を握った人々からサボタージュを受けてきたのです。

一方憲法の精神を守るべき司法も、前述のごとく憲法に関して全く機能不全状態を続けてきました。16頁表22-4で引用した日本弁護士連合会の「日米地位協定の改定を求めて」(2014年10月)という資料では「第三者行為論」にも触れています。この資料によれば、米軍基地騒音差止訴訟を最初に提起したのは1976年の横田基地周辺の住民だそうです。その後小松基地、厚木基地、沖縄の嘉手納基地、普天間基地、広島のお隣の岩国基地などでこの種の訴訟が続いています。どの訴訟でも米軍の違法性は指摘され、賠償は命ずるものの、騒音の差止請求は棄却されています。「違法だが賠償を払うから我慢して」ということです。なぜ日本の裁判所が米軍に対して命令ができないかというと、日米地位協定で日本が在日米軍に対して裁判権を放棄しているからです。(細かくいうと違いますが大きくはこういって差し支えないと思います) **アメリカは同じく敗戦国であるドイツにも大規模な軍事基地を有していますが、ドイツ連邦政府はアメリカ軍に対して裁判権を放棄していません。ドイツにある米軍基地が「フレンド型」に分類されているのに対して日本の基地が「植民地型」に分類されているゆえんです。**

「事情判決の法理」については、前述「1票格差問題」訴訟のところで見たとおりです。

日米地位協定下で日本になにが起こっているか

日本で「憲法文化」を根付かせるにあたって、最大の障害は**日米安保条約の存在**です。安保条約が日本国憲法と全く対立する存在だからです。安保条約(両国議会での批准が必要)が根拠となって日米地位協定(行政協定で議会批准は不要)が結ばれ、この地位協定が米軍の実運用を事細かに決めています。**この地位協定の下で日本国民に対する憲法違反行為が次々におこっています。日本国憲法と日米安保条約とはどちらが優先されているかという点で日米安保条約です。**ですから、日本の最高法規は日本国憲法ではなく、日米安保条約ということになります。このことも中学・高校の時から子どもたちに教えておくべきでしょう。18頁表23が、前出日弁連のパンフレットの14頁をそっくり転載した表です。赤字は「広島2人デモ」でつけたものです。

1953年沖縄で土地収用令は発布されました。まだ沖縄は米軍の占領下にありました。“地主”といえはなにやら大層ですが、人々は長年住み慣れた土地を追われて、米軍基地用地として接収されました。いわゆる「銃剣とブルドーザーの強制接収」です。

1955年米兵による6歳少女暴行殺害事件が起こります。このころ私は広島に住んでいましたが、岩国基地周辺で米軍兵がしきりと犯罪を起こすという話をよく聞かされていました。1959年沖縄で宮森小学校(現うるま市宮森小学校)に米軍ジェット機が墜落、死者17人(小学生11人、一般住民6人)、重軽傷者250人を出す大惨事となりました。特に墜落地点に近かった2年生の教室の被害者が多かったといえます。

64年4月町田市に米軍機が墜落、9月には神奈川県大和市に米軍機が墜落、ともに一般市民に死者が出ました。

70年沖縄で女子高生暴行事件。12月にはコザ市(現沖縄市)で暴動。ここで簡単に1行にしていますが、それぞれ背景には米軍の圧制下で夥しい犯罪行為や人権蹂躪、女性暴行事件が事実として存在します。どうかご自分でインターネットでお調べになって見てください。憲法などあつてなきがごときの状態が現実存在しているということがおわかりになるでしょう。72年には沖縄の日本への施政権返還が実現します。

1995年9月には、海兵隊員2名と海軍軍人1名の計3名が、12歳の女子小学生を拉致した上、集団強姦した強姦致傷および逮捕監禁事件が発生します。日米地位協定で犯人の身柄は日本側に引き渡されませんでした。

2004年沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落。基地から派遣された調査・警備・収拾の米兵が、日本の領土内で日本人を追い払い傍若無人な振る舞いをする映像を見て、怒りに身が震えたのは私一人ではないはずです。

2008年、広島市内で岩国基地の海兵隊員が女性を強姦する事件が発生しています。この時の地元中国新聞の報道では合意をにおわせる記述があつたので、調べて見たら見るも無惨な強姦事件でした。この時も犯人は、最終的に日本側に引き渡されませんでした。そもそも日本側に裁判権がないのです。

もう「独立国」と呼べる状態ではありません。この間、日本の司法は一貫して機能不全状態でした。

「いかなる事態にあつても国民の命と平和な暮らしは守り抜いていく。内閣総理大臣である私には大きな責任であります。その覚悟の下、本日、新しい安全保障法制の整備のための基本方針を決定しました」

2014年7月1日、「集団的自衛権行使合憲」を決めた国家安全保障会議・閣議決定後の記者会見での安倍晋三氏の冒頭発言です。

もし「国民の命と平和な暮らしは守り抜いていく」のなら、**日米安全保障条約をやめ、日本の米軍基地は全て撤去することがまず必要でしょう。**

「安倍クーデタ内閣」の暴走を止める力は、基本的に独立して機能する司法と健全な言論機関の存在にあります。次回のチラシでは長い間機能不全に陥っている日本の言論機関の実情をみておくことにします。**広島2人デモの大きなテーマは、反被曝と反原発です。しかしこれが実現される可能性を見出すとすれば、それは現行憲法が健在であることが大前提です。その現行憲法は「安倍クーデタ内閣」が存続する限り、風前の灯火といっても過言ではありません。関心を持たざるを得ません。**

表 23

日弁連の資料から「日米地位協定に関連する主なできごと」

日米地位協定に関連する主なできごと

年	関連するできごと	関連情勢など
1945年	3月 沖縄戦開始。米軍、沖縄の軍用地囲い込み、基地建設。 8月15日 アジア・太平洋戦争終結。	
1949年	米、沖縄の基地拡充を決定。本土でも旧日本軍基地の接收へ。 12月 米、琉球列島国民政府を設置。	1949年10月 中華人民共和国成立
1952年	4月28日、日本国との平和条約発効。沖縄は米国の施政下に置かれる。 同日、日米安保条約と日米行政協定発効。本土の施設・区域の提供。	1950年6月 朝鮮戦争勃発
1953年	日米合同委員会刑事裁判管轄権分科委員会の合意事項。 4月 沖縄で土地収用令発布。「銃剣とブルドーザー」の強制接收へ。	1953年7月 朝鮮休戦協定 1954年7月 防衛庁・自衛隊発足
1955年	立川基地拡張に対し、砂川闘争開始。この前後、本土の反基地闘争。 9月 沖縄で6歳の少女の暴行・殺害事件	
1956年	6月のプライス勧告を契機に、沖縄で島ぐるみ闘争へ発展（～58年）。	
1957年	1月 ジラード事件（群馬県相馬が原演習場で米兵が住民を射殺）	
1959年	6月 沖縄で宮森小学校ジェット機墜落事故（17人死亡、250人負傷）	
1960年	6月23日 新日米安保条約と日米地位協定発効。	
1964年	4月 東京都町田市に米軍ジェット機が墜落（4人死亡、32人負傷） 9月 神奈川県大和市に米軍ジェット機が墜落（5人死亡、3人負傷）	1964年8月 ベトナム北爆開始
1970年	5月 沖縄で女子高生が襲われた事件から、12月コザ暴動へ。	
1972年	5月15日、沖縄返還協定発効。沖縄の基地の地位協定による提供。	
1973年	10月 空母ミッドウェーが横須賀を母港化。	
1976年	横田基地航空機騒音訴訟提訴。厚木基地航空機騒音訴訟提訴。 10月 日弁連人権擁護大会「日米地位協定の改正に関する決議」	
1977年	9月 横浜市緑区に米軍ジェット機が墜落（幼児2人死亡、7人負傷）。	
1993年	2月25日、横田基地・厚木基地最高裁判決（第三者行為論等）	1989年12月 冷戦終結 1991年1月 湾岸戦争勃発
1994年	10月 高知県の早明浦ダムに低空飛行訓練中の米軍ジェット機が墜落。	
1995年	9月 沖縄で米兵3人による小学6年少女暴行事件。身柄引き渡さず。 10月 沖縄県民総決起集会。85,000人参加。 11月 沖縄県知事「日米地位協定見直しに関する要請」	
1996年	4月 日米安保共同宣言（安保再定義） 12月 S A C O最終報告（普天間基地返還等）	
1997年	12月 名護市辺野古に普天間代替基地設置を閣議決定。	
2000年	9月 環境原則に関する日米共同発表（J E G Sの環境管理基準）	
2002年	4月12日、横田基地最高裁判決（対米訴訟で主権免除による却下） 8月 日弁連理事会「日米地位協定の改定を求める決議」	2001年9月 米で同時多発テロ
2003年	11月 沖縄県「日米地位協定の抜本的見直し要請」 12月 沖縄弁護士会「日米地位協定改正案」	2003年3月 イラク戦争開始
2004年	8月 沖縄国際大学構内に米軍ヘリが墜落。	
2006年	1月 横須賀市内路上で女性に対する強盗殺人事件 5月 日米同盟再編実施のためのロードマップに合意。	2006年12月 防衛庁から防衛省へ
2008年	3月 日米地位協定改正案を3党合意（民主党、社民党、国民新党）。 10月 広島で海兵隊員4人による女性暴行事件	
2011年	1月 沖縄で軍属の自動車運転過失致死事件。検察審査会起訴相当へ。	
2013年	10月までにMV22 オスプレイ 12機を普天間基地に配備。 12月 沖縄県知事、普天間代替基地辺野古の公有水面埋立を承認。	2013年12月 特定秘密保護法。国家安全保障戦略

【参照資料】日弁連「日米地位協定の改定を求めて」より14頁

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/nichibeichiikyoutei_

※赤字は当方による強調